



® 平成 29 年 6 月 29 日 (木)

No. 14476 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [150] (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) (8)

☆知財高裁開廷一覧 (8)

弁理士の眼

150

「テント」商品形態・不正競争行為差止等請求事件

ー東京地裁平成27(ワ)21853・平成29年2月24日(民40部)判決<請求棄却>ー

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木 理一

〔キーワード〕商品形態の模倣(不競法2条1項3号)、保護期間の終了(法19条1項5号イ)、商品形態のデッドコピー、商品形態の類似

【事案の概要】

1 本件は、原告(有限会社リツコ)が、被告(タ

ンスのゲン株式会社)の販売する別紙被告商品目録記載のテント(以下「被告テント」という。)は、原告の商品の形態を模倣したものであると主張し、被告に対し不正競争防止法(以下「不競法」という。)2条1項3号、3条1項、2項に基づき、被告テントの販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、同法4条、5条2項に基づき、損害合計

特許業務法人

北斗特許事務所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所長 弁理士 西川 恵清

弁理士 坂口 武
弁理士 田中 康
弁理士 仲石 晴
弁理士 水尻 勝
弁理士 北出 英 敏

弁理士 竹尾 由重
弁理士 佐藤 剛 洋
弁理士 木村 豊
弁理士 谷水 慎
弁理士 松永 勉

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail: post@hokutopat.com

500万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成27年9月4日(本訴状送達の日翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

なお、原告は、被告の他の製品に関しても、意匠権侵害を理由に販売等の差止め及び廃棄並びに損害賠償を請求していたが、この請求部分については当審において和解が成立している。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実又は弁論の全趣旨により容易に認定できる事実)

(1) 当事者

原告は、小間物又は日用品雑貨類の輸入又は販売等を目的とする会社である。(弁論の全趣旨)

被告は、インターネットによる通信販売等を目的とする会社である。(弁論の全趣旨)

(2) 原告の商品

原告は、「FIELDOR」とのブランドによるワンタッチ式のタープテント(以下「原告テント」という。)を日本国内で販売している。

本件において原告は、原告テントには①平成22年10月頃から販売されたモデル(以下「第1世代」という。)、②平成25年10月15日から販売されたモデル(以下「第2世代」という。)及び③平成27年4月28日から販売されたモデル(以下「第3世代」という。)が存在すると主張している。

(3) 被告テント

被告は、平成27年5月2日以降、被告テントを日本国内で販売している。(弁論の全趣旨)

3 争点

- (1) 原告の請求主体性
- (2) 「商品の形態」該当性
- (3) 被告テントの構成態様
- (4) 「模倣」の有無
- (5) 不競法19条1項5号イ(保護期間の終了)適用の可否
- (6) 損害発生の有無及びその額

【判 断】

1 争点(5)(不競法19条1項5号イ〔保護期間の終了〕適用の可否)について

事案に鑑み、争点(5)について判断する。

- (1) 不競法2条1項3号及び19条1項5号イは、他人の「商品」が日本国内において「最初に販売された日」から起算して3年を経過しない間に限り、当該商品の形態を模倣した商品の譲渡行為等を不正競争行為に当たるとしたものである。その趣旨は、同法1条の事業者間の公正な競争等を確保するという目的に鑑み、開発に時間も費用もかけず、先行投資した他人の商品形態を模倣した商品を製造・販売し、投資に伴う危険負担を回避して市場に参入しようとすることは公正とはいえないから、そのような行為を不正競争行為として禁ずることにしたものと解される。

このことからすれば、不競法19条1項5号イの「最初に販売された日」に係る「商品」とは、保護を求める商品の形態を具備した最初の商品を意味するのであって、このような商品の形態を具備しつつ若干の変更を加えた後続商品を意味するものではないと解すべきである。

- (2) これを本件についてみるに、原告は、原告テントの第2世代を第1世代と比較すると、①高さ調節を変更した点、②シルバーコーティングによるUVカット加工を施した点、③支柱を覆う細長い天幕のデザインを変更した点、④収納バッグの色を変更した点、⑤耐水圧及びシームシーリングを施した点で異なるから、上記「商品」とは第2世代の原告テントを指し、その販売開始日である平成25年10月15日を「最初に販売された日」とすべき旨主張する。

しかし、本件全証拠を精査しても、そもそも原告テントに第1世代と第2世代があり、第2世代は第1世代と上記①ないし⑤の全ての点で異なっていることを示すに足りる的確な証拠は見当たらない。

この点に関して原告は、「タープテント史」と題する書面(甲13の1)にその旨記載されているかのように主張するが、原告作成の証拠説明